

# 新撰亀相記

工藤 隆

1

## 新撰亀相記

『新撰亀相記』は、天長七年（八三〇）卜部遠継によって奏上されたという、卜部氏の古伝承である。もし、この天長七年成立が事実だとすれば、『古事記』『日本書紀』の成立から、わずか百余年後のものということになる。とすれば、記紀の国家神話の体系から外れた、ほぼ同時代の氏族伝承のあり方を知る意味でも、重要な価値をもつものと思われる。

しかしながら、この『新撰亀相記』についての研究は、今までのところ、それほど深まりを示しているとは言えない。研究論文・研究書もごくわずかである。ここで、私の知り得た限りにおいて、以下に年代順に列挙しておこう。単に言及したもの、資料として利用したものについては、必要と思われるもののみを挙げた。

- ① 伴信友『正卜考』（伴信友全集巻二）、天保十五年（一八四四）。
- ② 田中頼庸『校訂古事記』（神宮教院）の底本として使用される。明治二十年（一八八七）。
- ③ 菅政友『淤能碁呂嶋考』（菅政友全集、全一卷）、明治二十一年（一八八八）再稿。

- ④ 『新撰亀相記抄』（角田忠行序、阪正裕著作兼発行の活字本）、明治二十四年（一八九一）。以下、『抄』と略す。

後掲『新撰亀相記講義』の佐伯有義「はしがき」によれば、明治初年（一八六八）、大嘗祭に際して卜書を索められた時に、山田有年が吉田家の文庫より発見し、矢野玄道が抄書した写本を原本としているという。

- ⑤ 『古事類苑』に、資料として用いられる。明治二十九年（一八九六）。

- ⑥ 山岸氏隆『新撰亀相記本辞考証』、明治三十四年（一九〇一）。以下、『考証』と略す。

万年筆で四百字詰原稿用紙116枚に書き写したものを、東大宗教学研究室で実見した。「借請井上頼岡翁所蔵本書写進畢／昭和十八年六月上浣」とある。藤井信男『古事記上表文の研究』（昭和十八年）によれば、山岸氏隆の自筆草稿は、無窮会神習文庫にあるという。

- ⑦ 飯田武郷『日本書紀通釈』、明治三十五年（一九〇二）。
- ⑧ 角田忠行『新撰亀相記抄講義』（会通社）、大正二年（一九一三）。以下、『講義』と略す。

⑨ 藤井信男「新撰亀相記の本辞に就きて」『歴史と国文学』第九卷第二号、昭和十三年（一九三八）九月号。

⑩ 武田祐吉「新撰亀相記の記事」『古事記説話群の研究』、昭和二十九年（一九五四）。のちに『武田祐吉著作集』（角川書店）第三巻に所収。

⑪ 『梵舜自筆新撰亀相記』東京大学宗教学研究室蔵本（椿実解題、大学書院）、昭和三十三年（一九五七）。

これは、前半部76ページまでが梵舜自筆本の $\frac{1}{2}$ 縮小影写版、後半部（101ページまで）は椿実の解題と跋である。この解題は、その精細さにおいて、現在の時点では、『新撰亀相記』研究の最高水準にあるとしてよい。なお、この影写版には行数を示す数字が付けられている（全87行）が、以下、小論で用いる行数はすべてこれによる。

⑫ 倉野憲司「新撰亀相記と古事記」『日本上古史研究』昭和三十四年（一九五九）三月号。のちに、倉野『上代日本古典文学の研究』（桜楓社）に所収。

⑬ 『国書総目録』（岩波書店）、昭和三十八年（一九六三）。

以下、該当項目をそのまま引用する（「」内は引用者）。

新撰亀相記しんせんきせん 一冊<sup>①</sup>占卜<sup>②</sup>部遠継<sup>③</sup>国会（国立国会図書館蔵）

（本朝画図品目と合）・宮書（宮内庁書陵部蔵）（明治写、龜卜次第・龜卜抄と合）

（一冊）・早大（早稲田大学図書館蔵）（徴古雑抄二二）・神宮（神宮文庫蔵）（御巫清直写）・無窮（神習無窮会蔵）（玉篋二六一）

新撰亀相記抄しんせんきせんしょう 一冊<sup>④</sup>占卜<sup>⑤</sup>神宮（明治写、出雲大社蔵）・神道独語を付す

ここで断わっておかねばならないが、小論にあっては、不本意

ながら、これら諸本を参照し、校合する余裕をもたなかった。これら諸本およびここに載せられていない前出東大本その他の、徹底した校合・校訂はまだ行なわれていない。今後に残された基礎的な課題であると言えよう。

⑭ 『時代別国語大辞典上代編』（三省堂）、昭和四十二年（一九六七）。

その「資料解説」の新撰亀相記条の主要部分を以下に引用しておく。

……東大神道研究室所蔵の『龜卜抄』（梵舜自筆）の後半の、船橋業賢自筆本による部分に見えるものが現存最古の写本（略）。かつて吉田家より発見され矢野玄道の抄書した吉田家本（仮称）は存在が不明である。東大本は、（略）、『古事記』をはじめ、『台記』（だいき）別記所載のものと本文を異にする中臣寿詞、『延喜式』所収のものは異なる鎮火祭・大祓祝詞、ほかに所伝のない『龜経』などの本文（漢籍にもとづくか）を引用し、朱の平古止点、墨の片仮名訓、返点などをほどこしている。墨訓は上代語彙資料としても注意して用いれば、多少の価値を有するものといえる。

⑮ 秋本吉徳「新撰亀相記の研究——翻刻の部——」（『清泉女子大学紀要』26）、昭和五十三年（一九七八）。

これは、東大本（梵舜自筆本）『龜卜抄』のうちで特に『新撰亀相記』にあたると思われる部分だけを翻刻し、『抄』（④）と対校したものである。「その内容の検討については、後篇に譲りたい。」とあるように、いずれ「論究の部」にあたるものが予定されているようである。椿実の「解題」（⑪）を越える論究の登場を期待したい。

ところで、以上に表れた諸本の他に（あるいはどれかの異称か）、「黒田本」の存在したことが『考証』（⑥）によって知られる。

さて新撰相記に二本あり。一本は右亀卜の次第。亀卜抄。新撰亀相記者、卜部家極秘之書也。有縁写認之。本書間多錯誤。

不有無疑。後日以正本二校合之可也。正徳三年癸巳六月朔日。於下館城中、太夫丹治直重の奥書ある本なり。黒田系図に直重從四位下云々、貞享四年丁卯十二月十八日叙從五位下任豊前守云々、同十六年、元癸未正月九日、加賜増地五千石、為常陸国下館城主。三月賜印章云々とあり。されば世に之を黒田本といへり。此の本辞考証は黒田本を原本として他の一本を参へ考へたり。今一本は矢野本といひならへるものにして、矢野玄道ぬしの吉田良義ぬしの所蔵のものに就きて写されしなり。さて黒田本は新撰亀相記の甲巻のみにて、乙丙丁の三巻の伝らぬは実に口惜しき極なり。（略）この矢野本を角田忠行ぬしの活字の摺巻となして新撰亀相記抄と号けしかば、この考証に抄本として往々引ききたるなり。

すなわち、『考証』の本文は、「黒田本」を主として、他に「矢野本」（『時代別国語大辞典上代編』では「吉田本」。活字本としては『抄』を参考にしたものであることがわかる。ところで、この『考証』本文と『抄』とは一ヶ所を除いてほとんど同文である。だが、その一ヶ所とは、527～536行、『抄』では「亀経」にあたる部分の全部である。この部分は、後に述べるように、『大唐六典』など漢籍からの流用であることは明らかである。すなわち、「黒田本」のように、この「亀経」という異質の部分に欠いたものの方がむしろ原型に近いとも考えられるのである。

「黒田本」は正徳三年（一七二三）の写本だから、後に触れる東大本の元和六年（一六二〇）書写よりは新しいが、この「亀経」の扱い方については参考にならう。

ところで、「解題」（椿）には、

故宮地直一博士は『亀卜抄』なる梵舜自筆の一本を他の亀卜関係の二書とともに正親町家より入手せられ、当時の東京帝国大学神道研究室の架蔵に帰したのであったが、本書の後半（三六二行）以降に実に『新撰亀相記』のもっとも古き筆録あるを発見せられたのである。

とあり、椿自身もこの「もっとも古き筆録」であることを認めている。すでに述べたように、すべての諸本を参照した上でのことではないので、いささかの不安は残しつつも、小論では、一応東大本を主体として、『抄』そして『考証』本文（「黒田本」）を参考にして、内容の検討に入っていきたいと思う。

2

東大本（梵舜自筆本）は、大形楮紙袋冊子一冊本で、表紙には『亀卜抄』と墨書され、下に「秘」と朱書されている。白紙二枚を前後に含み、計三十九枚、その最後の部分（874～878行）に次の奥書がある。

右亀卜抄端六枚半環翠軒宣賢正筆

奥。業賢自筆也以正本書之予於燈下

書写文字已下誤眼中屯正体恥他見了

神龍院六十八歳

龍玄（花押）

元和六年二月十五日

次正サニ一筆之二十二書終追而遂校合了

神龍院龍玄とは梵舜（一五五三〜一六三二）のことである。すなわち梵舜は、六枚半は船橋宣賢（一四七五〜一五五〇）の正筆で、その残り（奥）を息男である業賢（一五六六）が自筆で記している本を筆写したのである。

梵舜は豊国神社神主で家康に重んじられていた人物という。また、船橋宣賢は吉田兼俱（一四三五〜一五一二）の三男である。梵舜もまた、兼俱―兼致―兼満―兼右―兼見と続く、その兼見の弟である。

ところで、宣賢・業賢父子が筆写した本は、872行に、

本云  
天禄四年六月廿八日書記<sup>庚戌</sup>亀ト得業生正六位上卜部宿禰雅延<sup>(1)</sup>

とあり、天禄四年（九七三）に卜部雅延によって「書記」されたものであることがわかる。さて、この雅延が見たさらに古い本が、卜部遠継の手に成るものであらうと推測させるのが、次に引用する598〜605行の部分である。（以下、東大本『亀ト抄』からの引用に際しては、句読点、送り仮名など適宜加えた。また明らかな誤字と思われるものも訂正した。）

宝亀五年始置<sup>ト</sup>長上<sup>ニ</sup>。中古以前有<sup>ニ</sup>術優<sup>者</sup>、以<sup>テ</sup>無<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>記。大夫菅生忍人書<sup>レ</sup>卦示<sup>レ</sup>凶、頗有<sup>ニ</sup>遺<sup>ト</sup>略罪<sup>一</sup>。以<sup>テ</sup>回<sup>レ</sup>学遠継、才職不<sup>レ</sup>揆<sup>ハ</sup>、任<sup>ニ</sup>長上<sup>ニ</sup>、朝畏<sup>夕</sup>慄、伏<sup>深</sup>戰越。卜之興雖<sup>ニ</sup>元是口伝<sup>一</sup>、歴世為<sup>レ</sup>用、彼其至妙不可<sup>ニ</sup>勝<sup>テ</sup>謀<sup>一</sup>。故旧辞為<sup>レ</sup>先、亀相列<sup>レ</sup>後、不<sup>ニ</sup>敢<sup>テ</sup>良<sup>ナ</sup>媒<sup>一</sup>。与<sup>ニ</sup>大史正六位上卜部勝謀磨、宮主正六位上伊豆嶋直益長、從六位上勲八等卜部嶋継、散位正六位上老岐直氏成、斎宮主、神司宮（主）從七位下直広吉、詳議<sup>注</sup>之。天長七年八月十一日、卜長上從八位下卜部遠継、余曰。

——宝亀五年（七七四）に初めて卜長上を置いた。中古以前には、卜術に優れた者も有ったが、それを書き記すことはなかった。菅生

忍人<sup>(2)</sup>が卦・凶を筆記したが、大変不満な点が多い。（略）占卜の興りは、元々口伝とはいえ、長い間にわたって重きをなし、その奥儀はとても推し測ることのできぬものだ。そこで、旧辞（古くからの伝承）を先に置き、亀相（亀トの実際的な技術）を後に列し、両者を無理に結びつけないのが、よいのではないか。そこで勝謀磨、益長、嶋継、氏成、広吉<sup>(3)</sup>と共に、よく討論して注をつけた、と卜長上遠継が、そう言った。——この最後の部分には問題がある。このように訳せば、遠継はそう語ったことになってしまふ。しかし、「……注をつけた。……卜部遠継。」と解すると、今度は「余曰」の続き方がわからなくなるのである。

ところで、『抄』は、この部分を次のように処理している。

……天長七年八月十一日。卜長上從八位下卜部遠継。  
○爾曰。凡為<sup>レ</sup>ト者。……

つまり、「……遠継。」で段切れとし、「爾（余）曰。」からは、新たな章段が始まるとするのである。

確かに、この「……遠継。」まで（363〜369行と408〜409行―後述）の内容は、古伝承的で、いわば「旧辞」にあたるが、「爾（余）曰」からあとの部分の内容は、亀トの実際の技術・方法であり、いわば「亀相」にあたる。すなわち、内容面から見ると、「旧辞」と「亀相」という異質の章段の切れ目をここに推定し、『抄』のように読み解くのが妥当であろう。

とすると、「……天長七年……卜部遠継。」なる奥書が有効なのは、この605行目までということになる。「爾（余）曰。」の主語は、おそらくは卜部遠継であろう。しかし、この後半部の「亀相」にあたる部分は、棒「解題」も「亀兆が陰陽五行説によって複雑な体系

に進んでいった」可能性を指摘しているように、各時代の現況に対応した何らかの変化を蒙っているとみるべきだろう。

さて、606行より後の部分の特徴を二・三述べておこう。

まず、649行目からは明らかに、文章の形式に変化が生じることである。たとえば「問病者死哉……」(743行)、「問望官位得哉……」(761行)、「問待人来哉……」(767行)、「問天有久旱降雨哉……」(771行)というふうな、「問」か「哉」という問いが始めにあり、それに対する対応が後に書かれているという形式である。この形式は819行目まで続く。その現実対処的性格の顕著なことを指摘しておきたい。

次に、755行と756行の間に、約4行分の空白のあることである。これは、後世の書き加えや散失・錯簡のあった可能性を示す。

三番目に、820行目には、「供奉 六月十二日 御体御下火数事」とあり、以下825行目までその内容が記されていることである

「新撰亀相記」の〈序〉にあたる部分(820行)には、

……<sup>三</sup>挙古今、<sup>二</sup>発連類、<sup>一</sup>将緝一軸、<sup>ニ</sup>詞繁文多。故裁為四卷。号曰新撰亀相記。卷称甲乙丙丁。爾曰。甲卷……

とあり、すぐ後に続けて、甲巻・乙巻・丙巻・丁巻の〈目次〉にあたるものを列挙している。(371)407行。なお、この「爾曰」を『考証』は「云々」の意に解しているが、やはり「爾曰。甲巻……」という文脈で読むべきであろう。この甲巻の〈目次〉のうちで、終りから二番目の「供奉 御体御下火数増減一条」(403行)が、「……天長七年……」ト部遠継」(605行)までの部分に見えていないのだが、実は、820行からの「供奉 六月十二日 御体御下火数事」の部分こそがこれにあたるのではないか。

また、甲巻〈目次〉最後の「供奉 御体ト吉凶称候一条」(404行)

図1 東大本『亀ト抄』の構造

											系統					
											行数					
874 878	873	872	869 871	820 868	649 819	606 648	536 605	527 536	371 407	363 362 369	1 361	記事その他	『抄』 矢野本 (吉田本)			
元和六年、梵舜(神龍院龍玄)奥書		「墨付紙数卅七枚」	天禄四年、ト部雅延奥書	「亀甲」	「供奉 六月十二日 御体御下火数事」	「供奉 御体ト之方」	「問：哉」形式 755行と756行の間に空白	「亀相」にあたるか?	「旧辞」と思われる部分 605天長七年、ト部遠継奥書(?)	中国の亀ト書を典拠とした文章	「旧辞」(古伝承)と思われる部分	「甲巻」 〈目次〉加わっていると思われ	「新撰亀相記」	亀兆とその卦文 マチガタ(亀甲のヒビ割れ) の解説の手引	○	×
×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	
×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	×	

〔A〕 遠継筆の『新撰亀相記』の〈序〉・〈目次〉および「旧辞」を主とする部分。比較的原本に近いと思われる。

〔B〕 同上の「亀相」の要素を強く残している部分か。「A」よりもやや多い変化が加わっていると思われる。

〔C〕 後世の追加なものは「亀相」の大幅に変化したものと思われる。



も、実は826行目の「供奉 御体御卜之方」に対応し、その内容が868行目（あるいは、880行目の「亀甲」条をも含むか）までに述べられているとしていいのではないだろうか。

ここで、以上の諸点を踏まえつつ、東大本（梵舜自筆）『亀卜抄』(11)の構造の図示を試みてみよう。(図I)

この図について、二・三の補足説明をしておく。

まず、527～536行の部分について

略案ニ亀経ニ。亀有ニ九種ニ。石亀、泉亀、蔡亀、江亀、洛亀、雖ニ亀同ニ大類ニ、  
用則異。其九亀有ニ五色ニ。用授ニ四時ニ。春用ニ青靈亀、……

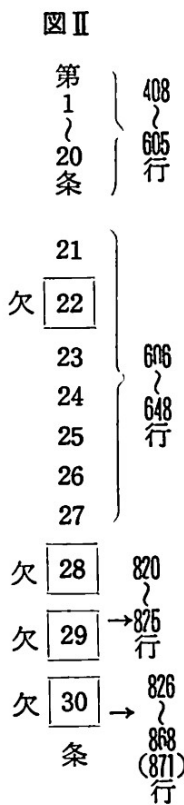
こういった調子のこの10行は、ほぼ同内容で冒頭の1～10行にもあらわれている。つまり、この527～536行は、もともとは1～361行の亀兆とその卦文の説明の冒頭にだけあったもので、それが、527行から始まる「亀誓」(後述)に引きずられてこの部分にも加えられたのではないだろうか。『考証』本文(黒田本)にもこの部分がないのは、その原型を伝えているものと思われる。

この527～536行部分の追加は、先に述べた「供奉 御体卜火数増減一条」(403行)がおそらく820～825行へ、「供奉 御体卜吉凶称候一条」(404行)が826～868(871)行へと移動していたことも相まって、原『新撰亀相記』に、また比較的原本に近いと思われる「A」部分においてさえ、その後、ある量の変化が加わったであろうことを推測させるであろう。

次に、〈目次〉の内容について。

〈目次〉は、甲巻については、「伊佐諾神佐波両神生淤能己侶嶋本辞一条」を筆頭に三十条が挙げられている。このうち四条が東大本には見当たらず、そのうち一条は先に述べた「供奉 御体卜火数

増減一条」(403行)で、820行以下に移動していると推測した。また、もう一条は「供奉 御体卜吉凶称候一条」(404行)で、826行以下に移動していると推測した。なお、この三十条のうちで、「……卜部遠繼」(605行)以前に入っているのは、第二十条までである。以上を整理すると、図IIのようになる。



すなわち、21(為ニ卜齋戒ニ)、22(為ニ卜肩乞詞ニ)、23(分ニ用亀甲ニ数)、24(仕ニ奉御卜用甲ニ枚)、25(灼ト充ニ火用ニ水方)、26(地天神人兆五枝主治)、27(説ニ地天各廿九卦、神人各三十八卦兆、三卦々体ニ二)、28(トニ雜事ニ乞レト詞方)、29(供ニ奉 御体卜火数ニ増減)、30(供ニ奉 御体卜吉凶称候)、これら10条は、606行以後、つまり「爾(念)曰。」より後の部分に、「亀相」(御行)として「旧辞」の「後に列」(602行)されていたのであろう。この部分に特に欠落や移動の多いことに注意すべきであろう。

なお、〈目次〉は、乙巻に「説地之称候」、丙巻に「説天之称候」、丁巻に「説神人兆三卦称候」各一条を配しているが、これらは本文に確実な対応部分がない。このことについて、棒「解題」は、

……乙、丙、丁巻の一部は、甲巻末に組込まれて存しているのではあるまいか。(略)乙、丙、丁巻は失われてしまったのではなく、『亀卜抄』の前半(略)の部分がその発展した形なのではあるまいか。

と述べているが、妥当なところであろう。

3

古代文学の資料という点に限定した場合、特に重要な部分は、図の「A」にあたる部分であろう。そのポイントのいくつかを、ごくかいつまんで次に列挙しよう。

(i) 「本辞」「旧辞」という用語が、『古事記』序に見られる「本辞」「旧辞」の意味を確定するための参考になること。

(ii) 587行に「案スルニ古事記」として『古事記』序の一部を引用しているだけでなく、全般に『古事記』からの引用が多い。『古事記』の最古の写本である真福寺本は中世(一三七二)のものであり、それに約五百年も先立つ古い引用であることになる。つまり、『古事記』の、より古い詞章を伝えていた可能性がある。

(iii) 鎮火祭についての、記紀ともに伝えていない伝承を、「鎮火祭祝詞」(『延喜式』)とほぼ同内容で記録している。鎮火祭は、『令義解』(神祇令)に、

鎮シツメノヒ火祭調。在宮城四方外角。ト部等鎮火而祭。為防火災。故曰鎮火。

とあるように、ト部が主宰する祭であった。したがって、黄泉の国に神遊ったイザナミが、上つ国カグツチに悪き兒あし(カグツチ)を生み置いたカと言ひ、もう一度その上つ国に帰って、その悪しき火の神を鎮める方法を伝授する、という大筋が一致し、また「上つ国」というやや特殊な用語が一致しているのは当然であろう。しかし、さらに興味深いのは、それにもかかわらず祝詞との違いも見えていることであろう。

祝詞  
なし  
〔A〕部分  
金山彦カナヤマヒコ金山姫金山也今磐也

水の神  
弥都波能売ミツノハノメ神水

匏ひきこ  
なし

川菜かはな  
なし

埴山姫はにやま  
埴山彦埴山姫埴山土器神今壺也

神名が整っている点、彦・姫が対になっている点——〔A〕部分、匏・川菜といった具体物が異和感を与える点——祝詞、こういった点が〔A〕部分の伝承の古さを示しているともとれぬことはあるまい。

(iv) 随所に独自の割注を加えていること。その一例。

生膚断シヅメ傷人死膚断殺人(479行)

「死膚断」を「殺人」とするのは珍しい。死体を傷つけることカという説が一般的だが、この「殺人」説も検討の値うちがある。

(v) 「亀誓」と称して独特のノリトを伝えていること。(586~588行)

『講義』(⑧)は、この直前の「亀経」の部分(577~586行)を含めて587行目までについて、「此次の本文は、鹿トの伝を失ひて、之に代るに亀トを用ふる事となれる代に、亀トを鹿トより尊くせんとて作り出たるものなれば、その強言を略けり、信友の正ト考に論あり、見るべし」としているが、必ずしもそうとばかりも言えぬものである。 「強言」ということでは、記紀の神話の多くも天皇家の国家神話として、さまざま「強言」に満ち溢れていたはずであろう。むしろ、ト部氏独自の「強言」を断固主張している点こ

そ、氏族伝承としてのあり方にふさわしいとも言えるのである。

次に、「亀誓」（椿「解題」は、甲巻〈目次〉に見える「肩乞詞」<sup>カタクコヒノリト</sup>—396行、本文は欠—と同じとしている）のおおよそを引用しておこう。（割注は除いた。訓み下しは椿「解題」に従った。なお、『』内は、鎌倉末期成立の卜部兼方の『釈日本紀』も、「亀兆伝曰。凡述亀誓。」として記録している部分。）

『皇親カミロギ・カミロミのみこと、荒ぶる神をば掃ひ平げ、（言問ひし）石木草（片）葉も語断、カミロギ・カミロミのみこと詔りたまひしく「吾がスメリマのみことは、豊葦原の水穂の国を、安らげく平らげく知らし食せ」と天降し寄せせまつりし時に、「いづれの神か、スメリマのみことの朝の御食、夕の御食、長の御食、遠の御食に聞こしめし、仕へ奉らむ」と、神問はしたまひし時に、天の香（具）山に住む白真名鹿「吾まさに仕へ奉らむ。我が肩の骨を内抜に抜き出でて、火成トをもてこれを問へ」と。「問ひたまひし時すでに火偽を致す」とフトノリトのみこと進みて啓さく「白真名鹿は上つ国の事を知らせ。なんぞ地下の事を知らんや。吾はよく上つ国、地下の天神地祇を知れり。いはんやまた人の情愼悞をや」と。手足容貌、群神に同じからず。かれ、スメリマのみこと夫の石座放れ、八重雲別きて天降ります御前に立ちて下り来れり。』住む川産は、昼は野の鳥を喫ひ、（約4行省略）、八十むらの災をもて海の子食らふといへども、朝夕に咎崇なし。『あが八十骨を日に乾き曝し、斧をもて打ち、天の千別にちわきて、甲の上、甲の尻は、真澄の鏡にこれを取り作さむ。天の刀をもて町を掘り、これを判じ掃ひ、』天の香山のフモリ木を採りて、火燧を造し、天の香火をきり出して、天

の母鹿の木に吹きつけ、天の香山の節なき竹をト申と折り立てて、これを問へ。曳土は下つ国の八重にて聞かまむ。曳く天は高天原の八重にて聞かまむ。通し灼かれし神の方は、衆神のうちカミロギ・カミロミのみことは聞かまむ。（以下、約9行省略）

〔A〕部の最も価値ある部分は、この「亀誓」であると私は考える。椿「解題」が、

片仮名傍訓によって、「聞かまん」・「聞かまば」・「聞かみ通せむ」等の特異の語法があったことがわかり、国語学的にも興味ある資料と思われる……

と評価している点の他にも、白真名鹿とフトノリトのみことの対決など、徹底して「亀ト」の側の視点に立った伝承で貫かれている点が独特である。

なお、このフトノリトのみことには、「（略）住三天香池一亀津比女命今称三天津詔戸太詔戸命也。」と注が付されているが、この「亀津比女命」などにも注目すべき点はあるかと思われる。『丹後国風土記』逸文の浦島子伝承に、「……五色の亀……忽に婦人と為りき。……是は亀比売の夫なり」と曰ひき。」とある「亀比売」なども考慮に入れつつ、考察して見る必要があるだろう。こういった点はもちろんのこととして、今後「亀誓」全般にわたる詳細な検討が急がれるところであろう。

注

- (1) 未詳。
- (2) 菅生朝臣忍人は、『続日本紀』によれば、天平宝字八年（七六四）正月に正六位上より従五位下に進んでいる。『新撰姓氏録』には、「天兒屋根命之後也」とあり、卜部氏とは同族であることがわかる。



(3) これらの名前(遠継も含めて)のうちでは、嶋継が『続日本後紀』承和元年(八三四)正月己未(八日)条に「正六位上卜部嶋継、授外従五位下」と見えているだけである。

なお、『抄』(④)序は、淳和天皇が「問波志給閉略爾依三」遠継が奏上した、としているが、この事実を証す資料はない。遠継の名が史料に見えぬこともあって、『古語拾遺』に比して、その成立事情にやや不安を残す。

(4) 「亀経」は、『隋書経籍志』に「亀経一卷、晉掌ト大夫史蘇撰」、また『唐書芸文志』にも「柳彦詢撰」、「孫思邈撰」として書名のみが挙げられている。

ところで、『大唐六典』(吳哲男氏からの教示に助けられた)には、卜占に関する『周礼』以来の古規定が載せられているが、その『太卜署』条に「亀之九類五色、依四時二而用之」  
一曰、石亀、二曰、泉亀、(略)、九曰、旱亀、春用青靈、……

と、東大本527ノ跡行の元になったと思われる一節が見えている。『新撰亀相記』の「亀相」の一部が、いかに漢籍色の強いものであるかを物語るものであろう。

(5) 伴信友は『正卜考』の「亀兆伝の事」条で、「釈日本紀第六卷述義、太占の釈に、引載たる亀兆伝と云へる詞は、卜事に鹿の肩骨を用ふることを廢て、亀甲を普く用ひしめむために作れる虚説にて」と断じてはいるが、しかし、「しかし古く古く書るものなれば、そのかみの亀トに遺れる古伝なるべく、ほのかにきこゆることの、無にしもあらぬを」と、その「古伝」であることの意味も認めようとしている。

なお、同条に、「……神龍院梵舞の、亀トの伝書に祭文とて、この亀兆伝の文を載たるにも依りて校訂せるなり、この梵舞の伝書のこととは凡例に云へるがごとし、」とあることから、おそらく信友は、梵舞の『亀ト抄』を讀んでいたようである。ただし、信友の言とは裏腹に、「凡例」には見えていない。

「古代文学」総目録

20号「古代文学会二十周年記念特集号」(昭和五十六年三月十日発行)

第一特集・回顧と展望

第二特集・古代の歌学

万葉の歌学

歌学の成立―省試と詩学―

『歌経標式』の和歌観―導き出されたところ―

歌経標式の理論

国譲り神話の再検討―神話の論理と歴史について―

枕詞論―へうたへの課題―

天智挽歌群の論

万葉集の七夕歌

19号(昭和五十五年三月三十一日発行)

特集・日本靈異記

日本靈異記とへ表相

靈異記の時間意識

説話の流通と形成―道場法師の孫娘の説話をめぐって―

靈異記説話のへ夢―へこもりへ幻想における仏との出会い―

靈異記の歌謡―下巻三十八話を中心として―

乞食考―靈異記説話の形成―

「一夜孕」譚の分析―共同幻想と表現の恣意性―

「諷歌倒語」の論

万葉集卷一吉野讚歌の系譜―宮廷寿歌から宮廷歌謡へ―

高野正美

多田一臣

高野正美

古橋信孝

三浦佑之

近藤信義

保坂達雄

斎藤英喜

吉田修作

滝口泰行